第29回はだのクリーンセンター環境運営委員会 要旨

1 日時

令和5年8月1日(火)午後2時00分から午後3時30分まで

2 場所

はだのクリーンセンター3階小会議室

3 出席者

- (1) 委員(9名)
- (2) オブザーバー (2名)
- (3) 事務局(4名)

4 内容

(1) はだのクリーンセンターにおける各種実績データについて

令和4年度はだのクリーンセンターにおける可燃ごみの搬入量、焼却量、 焼却灰搬出量、各種測定結果(排ガス・放射能濃度・周辺環境)を報告し、 測定結果については、全て基準値を下回る良好な数値であったことを説明。

- ア 8月の塩化水素測定値が他の測定月と比較して低い理由は何か。【委員】
 - ⇒ 排ガス処理設備を調査したところ、正常に動作していており特に異常が見られないことから、塩化水素に影響を及ぼすビニールなどのごみが少なかったことと思われる。【事務局】
 - ⇒ 今後は、他の測定月と比較して極端な数値は特記事項などで説明してほしい。【委員】
 - ⇒ 承知した。【事務局】
- イ 7月に伊勢原清掃工場の搬入量が急増した理由は何か。【委員】
 - ⇒ 5月に1号炉が10日間緊急停止したことにより、予定してよりも ごみピット貯留量が増えてしまい、その分のごみ量を伊勢原清掃工場 へ振り分けたことによるもの。【事務局】

(2) 令和5年度はだのクリーンセンター環境運営委員会のスケジュールについて

令和5年度はだのクリーンセンター環境運営委員会の開催予定、焼却炉 定期修繕時期、周辺環境測定の測定時期について説明した。【事務局】

(3) その他

ア イベントごみ等の搬入時間について (お知らせ)

伊勢原清掃工場 90t/日焼却施設が令和5年度末で稼働停止することに伴い、秦野市から発生するイベントごみ(市内一斉美化清掃・秦野たばこ祭)と、令和6年度から伊勢原市のイベント(市民総ぐるみ大清掃・伊勢原観光道灌まつり)で発生するごみが通常搬入時間とは異なる時間帯(日曜日や早朝)に搬入することを説明した。【事務局】

- ⇒ 地元自治会向けにお知らせ(文書)出すのはなぜか。【委員】
- ⇒ 元々、秦野市で開催されているイベントごみは通常と異なる時間(日曜日、月曜日の早朝)に搬入されている。これに加えて。令和6年度から伊勢原清掃工場90t/日焼却施設が稼働停止することで、伊勢原市のイベントごみもはだのクリーンセンターで搬入することを予定している。このことから、通常と異なる時間帯に搬入されるごみについて改めて地元自治会へお知らせすべきと考え作成した。【事務局】
- ⇒ 伊勢原市のイベントごみは、パッカー車で何台程度搬入するのか。 【委員】
- ⇒ およそ5~8台程度と聞いている。また、搬入する時間帯も日曜日及 び月曜日の早朝であり、限られた時間での対応となる。
- ⇒ イベントごみの搬入は、環境運営委員会だけの問題ではないため、幅 広く周知した方がいい。その際は環境運営委員会で了承した旨を掲載していい。【委員】
- ⇒ 周知方法について検討する。【事務局】
- ⇒ イベント後の早期清掃実施、搬入台数は数台程度であることを説明 し、委員の了承を得られた。

イ 両市のごみ減量施策について

秦野市環境資源対策課長、伊勢原市清掃リサイクル課長より両市の減 量施策について説明してもらった。

⇒ 令和3年度に策定した「ごみ処理基本計画」における計画値以上に令

和4年度実績は減量が進んでいる。

具体的には、はだのクリーンセンターの年間焼却能力56,000トンのうち、秦野市6割、伊勢原市4割の目標値があり、秦野市目標値33,600トンに対して昨年度実績33,742トンで142トン超えたものの、今年度6月分までの実績では180トン程度減量できているため、今年度に目標を達成できると考えている。

はだのクリーンセンター安定稼働のため、引き続きごみ減量を進めたい。

今年度新たな減量施策はないが、プラスチック資源循環促進法(以下「新プラ法」という。)が施行されたことから、新たなプラスチック分別収集について令和7年度を目途に行いたい。

また、9月に食品ロスについて大きく取り上げた広報特集号を折り込みで配布し、少しでも減量が進むようにしていきたい。【委員:秦野市】

- ⇒ 収集場所に出されているごみを見ると分別はまだ徹底されていないと思うが、何か効果的な啓発方法は検討しているか。【委員】
 - ごみ減量通信や広報特集号などで、繰り返し啓発していくととも に自治会への出前講座の場でも説明を継続していきたい。【委員:秦 野市】
- ⇒ 伊勢原市のごみ搬入状況は、昨年度実績22,697トンで計画値を下回っているため、今年度の1施設化に対応できると考えている。また、草木類については、伊勢原市の資源化事業者は袋に入れた状態での受入が出来ないため、ステーション回収が困難である。別の形で多くの草木類を資源化できるよう取り組んでいきたい。

新プラ法への対応については、令和7年度を目標に対応したい。 【オブザーバー:伊勢原市】

- ⇒ 組合からの保険的な資源化施策として可燃性粗大ごみ(不燃ごみや粗大ごみを解体した後に発生する可燃性のごみ)を圏外資源化業者へ搬出する計画があり、相手の自治体からも了承を得ている。【委員:秦野市伊勢原市環境衛生組合】
- ⇒ 1月開催予定の環境運営委員会では、直近の情報で減量の成果が 分かるものを出してほしい。【委員】
- ウ はだのクリーンセンターが故障した場合において、他の自治体に搬 入できるように計画的に調整は行っているのか。【委員】
 - ⇒ 5市3町1一部事務組合(平塚市、藤沢市、茅ケ崎市、秦野市、伊

勢原市、寒川町、大磯町、二宮町、秦野市伊勢原市環境衛生組合)で協定を締結しており、災害や突発的なトラブルにより焼却炉が停止をした場合は、協定を結んでいる自治体へ搬出することになっている。他の自治体が焼却施設の修繕期間などで受入れが困難な場合に備えて、民間施設で受入れが可能か検討中である。【事務局】

⇒ 協定は、災害時の災害廃棄物処理に関する相互応援と施設トラブルに関する相互応援という内容であるため、トラブル等があった際は、協力を仰げると思う。

また、新プラ法については、市町村が必ず製品プラスチックごみも可燃ごみと分別して、再商品化できるようにしなければならないということではないが、予算状況に応じて、分別収集を進めていくことが求められると思う。再商品化のルートも自治体が独自に定めることや環境省から認定を受けた事業者との枠組みの中で行うこと、日本容器包装リサイクル協会の指定法人に委託する方法の3つがあるため、これらの事を両市は検討していると思われる。【オブザーバー】

- エ はだのクリーンセンターの耐震強度はどれくらいか。【委員】
 - ⇒ この場で詳しい数値をお答えできないため、後日委員長を通じて お伝えする。【事務局】
- オ はだのクリーンセンターを建設した際に温浴施設や散策コースを 作るなど様々な構想があったと思ったが、現在はどうなっているのか 【委員】
 - ⇒ 入浴温浴施設を含め、水辺ゾーンなどのゾーニングを都市計画道 路整備と一体で行い、その構想は今もある。周辺だけでなく、弘法山 全体の利活用を含めて庁内で検討中している。【委員:秦野市】